中小企業者と県内大学・公設試が連携して行う

研究開発・新商品開発を助成します

あきた中小企業みらい応援ファンド事業(助成金)

	助成対象事業者	助成対象事業	助成率 助成限度額	助成対象経費
高度技術 産業集積 地域型	高度技術産業集積地域(秋田市)に 主たる事務所・事業所を有する中小企業者、NPO法人、有限責任事業組合、中小企業者として創業する方	高度技術又は新製品の開発や高度技術を利用した製品の高付加価値化、 生産工程の合理化、地域資源の開	3/4以内 上限 300万円	●原材料及び副資材費●構築物費●研究開発のみに用いる機械装置費又は工具器具費●外注加工費
一般地域型	高度技術産業集積地域(秋田市) <u>以外に</u> 主たる事務所・事業所を有する中小企業者、NPO法人、有限責任事業組合、中小企業者として創業する方	発等のために県内 大学、工業高等専 門学校又は公設試 験研究機関と連携 して研究開発を行 う事業	2/3以内 上限 250万円	●技術導入費●技術情報取得費●その他必要と認められる経費(消費税および地方消費税は助成対象外)

事前相談締切

_{令和5年}7月5日(水)

※事前相談(面談)が必須です。

事前相談がない場合、申請を受付できません。

事業期間

交付決定の日(令和5年10月1日を予定)から1年以内

事業の流れ

 事前
 交付

 相談
 申請

プレゼン 審査 交付 決定

事業 中間 事業 実施 検査 完了

実績報告

完了 検査 助成金 支払い

留意事項

- 助成金は精算払い(後払い)が原則です。助成事業完了までの資金調達が必要となります。
- 助成対象経費は研究開発にかかる経費のみです。量産、営業活動にかかわる経費や人件費、研究開発以外にかかる設備の取得費、汎用性のある事務用品代等は助成対象になりません。
- 事業実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、交付決定通知に記載する助成事業実施期間内に発注 (契約)、購入、納品、請求及び支払が完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費に限ります。
- 機械装置または工具器具は事業計画に必要不可欠なものに限ります。生産目的の使用となる場合は全て対象外です。また助成金で導入した機械装置等で製造した物品の販売は厳禁です。
- 外注加工費及び委託費に対応する助成金の合計額は助成金総額の2分の1までです。

応募方法

https://www.bic-akita.or.jp/support/19.html

- 事前相談申込書に記入し、事前相談をお申込みください。
- 申請書等を当センターウェブサイトからダウンロードし、必要書類を添付してご提出ください。

申請書受付期間

令和5年**6月14日(水)~7月19日(水)**



事前相談が 必要です

裏面の申込書を ご利用ください

お問合せ・お申込先

TEL: 018-860-5702

(公財) あきた企業活性化センター 設備・研究推進課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階

FAX: 018-860-5612

Mail: setsubi-ken@bic-akita.or.jp

あきた中小企業 みらい応援ファンド

事前相談申込書

相談実施は 7/5(水)まで

setsubi-ken@bic-akita.or.jp FAX: 018-860-5612 メールまたは FAX でお送りください。担当よりご連絡します。

記入日 事業所名/個人氏名 事業所所在地 事業内容/業種 ご担当者氏名	F	年	月	日	
事業所所在地 言	F				
事業内容/業種	F				
ご担当者氏名			TEL		
-3==1241			FAX		
Eメール					
1. 申請を予定していどのような商品・サービス				この違いは?	取組む期間は?など
2. 申請を予定してい 共同研究費、原材料費、タ			て下さい。		
3.事務局に確認した	いことがあれば	ば記入して下さ!	い。(自由	記載)	

※事前相談時に申請書の草案をご準備いただくと、記載方法等について詳細にご案内できます。